

国立大学の内部問題と司法審査

京都大学准教授

見平 典

みひら つかさ

最高裁昭和52年3月15日第三小法廷判決

(昭和46年(行ツ)第52号:単位不認定等違法確認請求事件)

(民集31巻2号234頁,判時843号22頁①事件,判タ348号205頁②事件)

事実の概要

(1) 国立富山大学経済学部の学生であったX1ら6名(原告・控訴人・上告人)と、同学部専攻科の学生であったX2(原告・控訴人)は、昭和41年度、A教授担当の授業に履修届を提出の上、出席していた。ところが、年度の途中に、経済学部長Y1(被告・被控訴人・被上告人)はAに不正行為があったなどとして、Aに対して授業担当停止の措置をとるとともに、学生に対して代替の授業を受講するように指示した。しかし、Aは授業を継続し、Xらも前記指示に従わず、引き続きこれに出席して試験を受験し、Aより合格判定を得た。だが、大学側は、Aの授業および試験は学部の正式なものではないとして、Xらに対して上記授業の単位を認定せず、また、X2に対して専攻科修了の認定も行わなかった。

そこで、Xらは学部長Y1および学長Y2(被告・被控訴人・被上告人)を被告として、単位認定に関する不作為の違法確認、または単位認定義務の確認を求めて、訴えを提起した。また、X2はY2を被告とする訴えのなかで、専攻科修了認定に関する不作為の違法確認、または専攻科修了認定義務の確認もあわせて求めた。

(2) 第1審(富山地判昭和45・6・6行集21巻6号871頁)は、国立大学の単位認定・専攻科修了認定は「特別権力関係における内部事項」に当たするため、司法審査の対象外であるとして、訴えを却下した。

第2審(名古屋高金沢支判昭和46・4・9行集22巻4号480頁)は、特別権力関係内部の事項であっても一般市民としての権利義務に関わるものについては司法審査の対象になるとした。その上で、単位認定については市民法上の権利義務に関わらないとして、Xらの控訴を棄却したが、専攻科修了認定については市民法秩序に連なるため司法審査の対象になるとして、X2の当該請求に関し第1審に差し戻した。本件は、敗訴したX1らがこの判決を不服として上告したものである。

(3) なお、Yらも、専攻科修了認定に関する差戻し判決を不服として上告していたが、これについて最高裁は、本件と同じ日に別件の形で上告棄却の判断を下した(最判昭和52・3・15民集31巻2号280頁)。それによると、「大学が専攻科修了の認定をしないことは、実質的にみて、一般市民としての学生の国公立大学の利用を拒否することにほかならないものというべく、その意味において、学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものである」から、「専攻科修了の認定、不認定に関する争いは司法審査の対象になる」。

判旨

上告棄却。

「裁判所は、憲法に特別の定めがある場合を除いて、一切の法律上の争訟を裁判する権限を有するのであるが(裁判所法3条1項)、ここにいう一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争を意味するものではない。すなわち、ひと口に法律上の係争といっても、その範囲は広汎であり、その中には事柄の特質上裁判所の司法審査の対象外におくのを適当とするものもあるものであって、例

えば、一般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが、相当である(〔本書II-181事件〕……参照)。そして、大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究とを目的とする教育研究施設であって、その設置目的を達成するために必要な諸事項については、法令に格別の規定がない場合でも、学則等によりこれを規定し、実施することのできる自律的、包括的な権能を有し、一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているのであるから、このような特殊な部分社会である大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものではなく、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべきものである」。

ここで、大学設置基準によれば、「単位の授与(認定)という行為は、学生が当該授業科目を履修し試験に合格したことを確認する教育上の措置であり、卒業の要件をなすものではあるが、当然に一般市民法秩序と直接の関係を有するものでないことは明らかである。それゆえ、単位授与(認定)行為は、他にそれが一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足る特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題として大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきのものである。」「特定の授業科目の単位取得それ自体が一般市民法上一種の資格要件とされる場合」については、「その限りにおいて単位授与(認定)行為が一般市民法秩序と直接の関係を有することは否定できないが」、本件単位授与(認定)行為がそのような性質のものであることについては「X1らはなんらの主張立証もしていない」。

解説

1 本判決の論点と意義

国立大学における単位認定行為は、司法審査の対象となるであろうか。本件はこの点について、最高裁が初めて判断を示した事件である。最高裁は、いわゆる「部分社会論」を展開して、単位認定行為の司法審査対象性を原則として否定した。

部分社会論とは、自律的な法規範を有する団体(部分社会)の内部紛争については、それが一般市民法秩序と直接関係を有しない限り、当該団体の自主的・自律的な解決に委ねられ、司法審査の対象にはならないとする法理である。本判決は、このような部分社会論を判例法理として定式化した点、また、この法理が国公立・私立を問わず大学の内部紛争に妥当するとした点で重要である。

2 国立大学の内部問題に対する司法審査の可否

——従来の考え方と本判決の関係

国立大学における教育上の措置に司法審査が及ぶか否かに関しては、従来、国立大学の設置者である国と学生の間には公法上の「特別権力関係」が成立しているとの

理由から、否定的に解されてきた(本件下級審判決参照)。しかし、このような伝統的な理解に対しては、そもそも旧憲法下の「特別権力関係」なる概念自体が新憲法下では成立しえないのではないかと、また、同じ教育上の措置であっても国公立か私立かによって司法審査の可否に関して結論が異なりうるの是不合理ではないかと、との批判が加えられてきた。

このような背景のなか、本判決が特別権力関係の概念を用いなかったこと、代わりに部分社会の概念を用いて国公立を区別することなく判断したことには、「一定の意義」が認められている(憲法判例研究会編『判例ブラックス憲法(増補版)』[2014] 379頁[山本龍彦])。ただ、他方で、司法審査をカテゴリカルに否定する部分社会論そのものには、後述のように批判も少なくない。また、国公立大学と私立大学とでは、前者が公の施設としての制約(政教分離等)を受けるのに対し、後者は結社の自由に基づいて教育内容の独自性を主張するなど、司法審査の範囲や程度を確定する際に注意すべき差異が存在するとの指摘もある(野坂泰司「団体の内部自治と司法権」法教110号33頁、佐藤幸治「現代国家と司法権」[1988] 182頁)。

3 判例法理としての部分社会論の沿革と根拠

部分社会論的な思考は、判例上は米内山事件決定(最大判昭和28・1・16民集7巻1号12頁)における田中耕太郎裁判官の少数意見に端を発している。田中裁判官は、「法秩序の多元性」、すなわち、国内の各社会には固有の法秩序が存在することを指摘した上で、「裁判所が関係する法秩序は一般的のもの[「国家法秩序即ち一般法秩序」]のみに限られ、特殊のもの[「各社会の「特殊法秩序」]には及ばない」とした。その後、この田中少数意見は最高裁内で影響力を持つようになり、修正を経つつ村会議員出席停止事件判決(最大判昭和35・10・19民集14巻12号2633頁―本書Ⅱ-181事件)へと発展し、本判決において、いわゆる部分社会論として1のように定式化された。

もともと、先行の判例も本判決も、なぜ「法秩序の多元性」という法理学的認識から、司法権の排除という実定法上の帰結が導き出されるのか、その根拠を明確にはしていない。わずかに上記の田中少数意見が、部分社会に対する司法権の介入が「裁判所万能の弊」と「裁判所の事務処理能力の破綻」を招きかねないことをその理由として挙げているが、これが司法権の範囲ないし限界を画する本質的理由といえるか、疑問も提起されている(佐藤・前掲173頁)。

4 部分社会論と「法律上の争訟」概念との関係

本判決では、部分社会論の根拠が論じられていないことも関係して、部分社会論と「法律上の争訟」概念との関係も明確ではない。部分社会論が、部分社会の内部紛争を司法権の対象外とするとき、それはそうした紛争が、そもそも「法律上の争訟」に該当しないからなのであるか(内在的限界の問題)、それとも、純理論的には「法律上の争訟」に該当するが審査を自制すべきであるからなのであるか(外在的限界の問題)。この点、もし「法律上の争訟」の第1要件(当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること[最判昭和56・4・7民集35巻3号443頁―本書Ⅱ-184事件参照])中の「権利義務ないし法律関係」が、本判決のいう「一般市民法秩序」に関係するものであるとすれば、本判決により、一般市民法秩序に関わらない部分社会内部紛争は、第1要件の不充足ゆえに司法審査の対象外とされたことになる(内在的限界)。ただ、他方で、「法律上の係争」(強調筆者)であっても「事柄の特質上」司法審査の対象外とするのが「適当」なものもあるとの本判決の表現は、最高裁が部分社会論を、「法律上の争訟」の成否に関する問題(本来であれば内在的限界に関する問題)として論じていながらも、実際には外在的限界に関わるものとして捉えていることを示唆しているようにも読める。

5 大学において発生した問題に司法審査が及ぶ場合

本判決によると、部分社会の内部紛争であっても、

それが一般市民法秩序に直接関わるときには、司法審査が及びうる。部分社会とされた大学においては、それは具体的にいかなる場合であろうか。

本判決によれば、単位認定行為は原則的に司法審査の対象にはならないが、法令上特定の授業科目の単位取得が国家資格取得の前提要件とされているときには、一般市民法秩序との関係性が認められ、司法審査の対象になる可能性がある(判旨参照)。また、 X_2 に関する判決によれば、専攻科修了認定も司法審査の対象になる。その趣旨に照らせば、学部卒業認定も同様であろう(判タ348号206-207頁の解説)(なお、最高裁はかねてより、退学処分のような基本的身分に関わる措置については司法審査対象性を認めている[公立大学につき最判昭和29・7・30民集8巻7号1463頁、私立大学につき最判昭和49・7・19民集28巻5号790頁―本書Ⅰ-10事件参照])。このほか、下級審において市民法秩序との関係性が認められた例として、休学願許可(福岡地判昭和55・3・4訟月26巻4号670頁)、誹責処分(東京高判平成14・7・17民集[参]57巻8号1045頁)、研究指導の履行(東京地判平成19・11・9[平18(ワ)23809号])をめぐるとの事件などがある(ほかに、野口貴公美・行政判例百選Ⅱ(第6版)319頁参照)。

なお、司法審査が及ぶ場合であっても、審査は大学の自律性や専門性に配慮した形で実施されることになるであろう(X_2 に関する判決は、専攻科修了認定について、学則に照らせば、教育上の専門的価値判断を行うことなく審査できることを強調している。また、教育的裁量の逸脱・濫用の有無を審査した例として、前掲下級審3判決参照。最判平成8・3・8民集50巻3号469頁―本書Ⅰ-41事件も参照)。

6 部分社会論の展開と評価

本判決後、最高裁が部分社会論の影響を受けつつ判断を下した事件としては、政党の除名処分をめぐるとの最判昭和63・12・20(判時1307号113頁―本書Ⅱ-183事件)、県議会における発言の取消命令をめぐるとの最判平成30・4・26(判時2377号10頁)がある。また、下級審が部分社会論に依拠して司法審査の対象性を否定したとみられる事件としては、地方議会・政党関連のほか、スポーツ競技団体や社会運動団体に関するものなどがある(東京地判昭和63・9・6判タ691号236頁、東京地判平成6・12・6判タ908号246頁、東京地判平成22・12・1判タ1350号240頁等)。ただ、他方で最高裁は、部分社会の典型と目される宗教団体に関して、部分社会論に言及することなく専ら「法律上の争訟」の2要件(2要件につき、前掲最判昭和56・4・7参照)の充足性を検討しており、「結局、判例上の『部分社会の法理』といわれるルールを確立しようとする試みは、進展が見られないまま今日に至っている」と評されている(木下智史ほか編著『事例研究憲法[第2版]』[2013] 279頁[木下])。

そもそも部分社会論は、「法秩序の多元性」をいいながら多元的な法的性格を有する団体を「部分社会」として一纏めにし、憲法上の根拠を明示することなく、そこで発生する多様な紛争について司法審査をカテゴリカルに否定しようとするものであり、その妥当性には疑問がある。現在の学界においては、「司法審査の対象となるか、また、いかなる司法審査が求められるかは、結社その他の存在の目的、性格、機能、紛争の性格ないし深度等々に照らし、個別具体的に判断されるべきもの」と考えられている(佐藤幸治『日本国憲法論』[2011] 595頁)。

【参考文献】

本文中に掲げたもののほか、井上典之・本百選Ⅱ(第5版)416頁、野口貴公美・行政判例百選Ⅱ(第7版)302頁、笹田崇司ほか「ケースで考える憲法入門」[2006] 71頁以下(井上典之)、渡辺康行「司法権の対象と限界」法教357号17頁、曾我部真裕ほか編「憲法論点教室」[2012] 181頁以下(田近肇)、横大道聡編著「憲法判例の射程」[2017] 217頁以下(井上武史)、大林啓吾・柴田憲司編「憲法判例のエングマ」[2018] 115頁以下(柴田)。